

「平成 30 年度与党税制改正大綱」について

本日、「平成 30 年度与党税制改正大綱」が決定された。

取りまとめにあられた政府・与党の関係各位のご尽力に敬意を表します。

1 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設について

- ・ 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設は、これまでの検討を踏まえ一定の答えを出したものである。
- ・ また、市町村が主体となって実施する森林整備等に係る森林関係法令の見直しにあたり、一定の場合には市町村の求めに応じて都道府県が事務を代行する仕組みを設ける方向で検討が進められているほか、都道府県及び市町村の役割分担を明確化し、その役割分担に応じて森林環境税（仮称）の税収を配分するとされたことは、全国知事会の提言に沿ったものである。
- ・ 今後は、新たな森林管理システム下における私有林を中心とした間伐等の新たな業務に係る都道府県と市町村の役割分担、都道府県の超過課税と国の森林環境税（仮称）の関係の整理、市町村の事業実施体制の確保等が円滑に進むよう、林野庁を中心に必要な助言や十分な説明を行うなど、制度の円滑な実施に向けた取組みをお願いしたい。

2 「地方拠点強化税制」の継続・拡充について

- ・ 東京圏から地方へ本社機能の移転等を行う企業に対して税制上の優遇措置を講ずる「地方拠点強化税制」について、その適用期限を 2 年延長するとともに、工場内の研究開発施設が対象に含まれることを法令上明確化したことや「施設整備計画」の認定要件となる常時雇用する従業員数の増加要件を緩和（従業員数：10 人以上増加→5 人以上増加 等）したこと等の制度の拡充が図られたことは、全国知事会の提言を踏まえたものであり、東京一極集中の是正に大きく寄与するものと期待する。
- ・ 地方団体においても本制度を積極的に活用し、企業の地方移転等に向けた取組みをさらに進めるとともに、国においては、引き続き、東京一極集中の是正に向け、これまでの実績や効果などを踏まえ、より実効性のある制度となるよう検討していただきたい。

3 地方消費税の清算基準の見直しについて

- ・ 地方消費税の清算基準について、統計データの計上地と最終消費地にズレが生じているものや非課税取引等については統計データから除外し、統計カバー率を 75% から 50%に変更するとともに、統計データのカバー外の代替指標として「人口」の比率を 50%とすることとされた。
- ・ 今回の抜本的な見直しは、地方消費税に係る税収の最終的な帰属地と最終消費地

を一致させるという清算基準の趣旨を踏まえ、統計データの利用方法等の見直しを行うとともに、正確に都道府県別の最終消費を把握できない場合に、消費代替指標として「人口」を用いること等により、算定における「人口」の比率を高める方向で見直すことを検討すべきという全国知事会の提言を勘案したものであるが、地方消費税は地方団体にとって重要な基幹税であり、その清算基準については、今後とも、税収の最終的な帰属地と最終消費地を一致させるという制度趣旨を踏まえたものとすべきである。

4 国際観光旅客税（仮称）の創設について

- ・ 国際観光旅客税（仮称）の創設は、観光立国及び地方創生の推進に大きく寄与するものと期待する。
- ・ 国際観光旅客税（仮称）について、「地方創生をはじめとする我が国が直面する重要な政策課題に合致」し、「地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験・滞在の満足度の向上」等に資する施策に充当するとされたことは、全国知事会の提言を踏まえたものである。
- ・ 観光立国の政府目標では、地方部での外国人延べ宿泊者数を2015年から2030年の15年間で5倍超とするとされていること、また、これまでも都道府県は地方の観光資源の魅力向上等に対し様々な取組みを行っていること等を踏まえ、平成31年1月7日からの施行に向け、国際観光旅客税（仮称）の税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く創意工夫を活かせる交付金等により地方に配分するよう検討していただきたい。

5 ゴルフ場利用税の堅持について

- ・ ゴルフ場利用税について、その意義が理解され、現行制度が堅持されることとなったことは、全国知事会の提言に沿ったものである。
- ・ 昨年度大綱に引き続き、今後長期的に検討すると記載されたが、ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、消防・救急など、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応しており、その税収の3割はゴルフ場所在の都道府県の貴重な財源となっているとともに、その7割は所在市町村に交付金として交付され、財源に乏しい中山間地域をはじめとする市町村の貴重な財源となっていることなどを踏まえ、引き続き現行制度を堅持するよう強く求める。

6 償却資産に係る固定資産税の特例措置について

- ・ 今回創設された固定資産税の償却資産に係る特例については、市町村計画の策定を通して、市町村が主体的に地域の中小企業の生産性向上に取り組むことができる仕組みとしている点で、地方自治・地方分権に一定程度配慮されているが、

償却資産に係る固定資産税については、償却資産の保有と市町村の行政サービスとの受益関係に着目して課するものとして定着していることから、その性格上、本来、国の経済対策のために削減することになじまない。

- ・ 本特例は、あくまでも生産性革命の実現に向けた集中投資期間における臨時・異例の措置であり、その期限をもって確実に終了すること及び今後対象の拡充は行わないよう強く求める。

7 地方法人課税の偏在是正について

- ・ 全国知事会においては、地方分権改革を進め地方税源の更なる充実を実現していくためには、偏在性の小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて検討すべきであるとともに、偏在是正により生ずる財源については必要な歳出を地方財政計画に確実に計上し、地方の経済や財政の状況等にも留意して実効性のある偏在是正措置とすべきであり、その際には、法人が地方団体の行政サービスの提供を受けていること、地方法人課税が地方団体にとって企業誘致等による税源涵養のインセンティブになっている面もあることなどを踏まえ、今後の地方法人課税のあるべき全体像を見据えた検討をすべきと提言してきたところである。
- ・ 平成 31 年度税制改正に向けて、特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討するにあたっては、全国知事会の提言も踏まえた検討をお願いしたい。

8 個人所得課税の見直しについて

- ・ 個人所得課税について、子育て世帯等に配慮しつつ、給与所得控除・公的年金等控除を見直し、一部を基礎控除に振り替えるとされたことは、働き方改革を後押しするものであり、個人住民税の充実・確保という全国知事会の提言に沿ったものである。
- ・ 引き続き、個人所得課税の見直しにあたっては、地域社会の会費的性格という個人住民税の基本的性格等に留意しつつ、その充実・確保を前提として、検討を進めるべきである。

平成 29 年 12 月 14 日

全国知事会 会長
京都府知事 山田 啓二
全国知事会 地方税財政常任委員会委員長
富山県知事 石井 隆一